

○四日市市上下水道局電子契約実施要綱

令和 8 年 7 月 3 1 日

四日市市上下水道局告示第 3 8 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、四日市市上下水道局が行う電子契約に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第 2 条 電子契約に関する必要な事項については、別に定めるもののほか、四日市市電子契約実施要綱（令和 8 年告示第 4 8 2 号）の規定を準用する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。